

平成29年第4回定例会環境生活委員会会議録

平成29年12月5日  
午前10時01分～午前11時25分  
全員協議会室

出席者氏名

石引 礼穂	委員長	久米原孝子	副委員長
伊藤 悦子	委員	後藤 光秀	委員
糸賀 淳	委員	油原 信義	委員
鴻巣 義則	委員		

執行部説明者

市長	中山 一生	市民生活部長	加藤 勉
都市環境部長	岡田 和幸	市民窓口課長	川村 昭
市民協働課長	斉田 典祥	商工観光課長	佐藤 昌一
農業政策課長	中嶋 潔	農業委員会事務局長	中島 史順
交通防犯課長	木村 博貴	都市計画課長	清宮 恒之
施設整備課長	宮本 孝一	下水道課長	稲葉 通
環境対策課長	富塚 健二	工業団地整備 プロジェクト課長	古山美由起
交通防犯課長補佐	山崎 正尚 (書記)		

事務局

主査	仲村 真一	副主幹	吉永 健男
----	-------	-----	-------

議題

議案第1号 龍ヶ崎市農産物等直売所の設置及び管理に関する条例について  
議案第4号 龍ヶ崎市市街地活力センターの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例について  
議案第6号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項  
議案第8号 平成29年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第9号 平成29年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
報告第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(和解に関することについて)

石引委員長

ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第4号、議案第6号の所管事項、議案第8号、議案第9号、報告第2号の6案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。議案第1号 龍ヶ崎市農産物等直売所の設置及び管理に関する条例について、執行部から説明願います。加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長

農産物等直売所の設置及び管理に関する条例について議案書に基づいて説明いたします。

1ページをごらんください。

まず、この条例につきましては文化会館敷地西側の一部用地を活用して、来年4月のオープンを目指し、現在、手続を進めております農産物等直売所の設置及び管理に関する条例を定めるものです。

第1条では市内で生産された新鮮で安全・安心な農産物等を提供することで市民に対し地産地消を促進し、もって本市の農業の振興を図ることとした設置目的を、第2条では直売所の名称及び位置を、第3条ではその業務を、第4条では開所時間及び休所日を規定しております。開所時間につきましては午前10時から午後6時までとし、休所日は毎週月曜日及び火曜日、そして年末年始の12月29日から1月3日までとしております。

第5条第1項では、2ページのほうにまたがりませんが、直売所の利用に当たっては市長の許可が必要であること、第2項では許可できない場合の内容、第3項では直売所の管理上適当でないとき認めるときは、第1項の許可をしないことができる旨を規定しております。

第6条では使用料の納入義務を規定し、その使用料は農林水産物等の販売に係る売上額の13%を限度とするものと定めるものです。

第7条では利用の許可の取り消し等を第1号から第3号までで定めたものです。

第8条では市長の許可を得ない販売行為の禁止事項。

第9条では損害賠償の対象となる事項を規定したものです。

第10条及び第11条では指定管理による管理と、その業務範囲を規定しております。

第12条では指定管理者が直売所の運営を行う場合の利用料金の収受の方法を、第13条ではこの条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める旨を規定したところです。

最後に付則の第2項では農産物等直売所の設置により、重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例、別表第1項に、28号としまして龍ヶ崎市農産物等直売所を加えることを規定したものです。以上です。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。糸賀委員。

糸賀委員

この直売所の運営体制について決まっていることを教えていただきたいんですけども、販売員の数でありますとか、販売目標なんかがあるのであれば、あと出荷希望者の予定数等、教えていただけますでしょうか。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

お答えいたします。

こちらの直売所の管理運営ということでございますけれども市直営で行いまして、一部をJA竜ヶ崎、それからまちづくり文化財団のほうに業務委託を予定しております。

こちらのほう、運営というか配置関係なんですけれども、今のところ最低2名の人員で毎日常時人員を配置して運営していきたいというふうには考えております。

それから出荷予定者ということでございますが、これまでに個人や法人、それから団体の方に声かけをしまして、約三十数件の皆さんから、新たな直売所で販売をしたいというような、出荷したいといった前向きな声をいただいているところでございます。まだ確定ではございませんが、そういった皆さんに声かけを再度しまして、1人でも多くの農家の皆さんに農産物販売等に取り組んでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

石引委員長

糸賀委員。

糸賀委員

現段階で、例えば販売目標であるとか、出荷者について決まったようなことは特にはないということでしょうか。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

大変失礼しました。販売収入でございますけれども、板橋産直部会で、湯ったり館のほうでやっておりますものを参考にしますと年間960万の収入がございます、それで使用料というか、手数料という形で15%をもらっておりますので、それが144万でございますので、そういったものも参考にしながら考えてはいるんですけれども、ただ、湯ったり館のほうの物産品の関係は15%ということで、今回、この直売所に関しましては13%を上限としておりますので、若干その旨、減ってくるのかなということでございます。

それで直売所なんですけれども、月80万の15%で一応見て、歳入を組んでいるところでございます。大変失礼しました。

石引委員長

糸賀委員。

糸賀委員

そうしますと質疑にもあったんですけれども、13%の額というのはJAの運営する直売所の上限が13%ということで13%にしたということなんですが、今は15%で歳入のほうは考えていたということなんですけれども、なぜJAに合わせて13%にしたのかということについてお伺いしたいと思います。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

この13%の上限ということでございますけれども近隣でそういった農産物を取り扱っている部署がなかなかないということでもございますし、JAの2カ所ですか、牛久のほうと、それから利根町のほうで直売所の運営をしておりますので、そちらのほうと同じような率のほうがいいのではないかなというようなことで13%という形で上限とさせていただきます。

た次第です。

石引委員長  
糸賀委員。

糸賀委員

本来であれば、その使用料、手数料とかというのは、やっぱり販売目標とか販売体制とか、そこにかかる人件費だとか、そういったところから割り出していくのが普通かなと思うんですけども、何となく周りに合わせたというか、その辺はもう少し考えたほうがよかったのではないかなということもありますし、例えば農業振興というものを第一に考えるのであれば、もっと手数料をぐっと低くして、採算度外視みたいなことを考えたって、場合によってはよかったと思うんですよ。その辺はもう少し深く考えたほうがよかったのではないかというふうに思います。

いずれにしても、何となくまだこの直売所については、きちんとした位置づけとかいうものが何か明確になっていないような気がしますので、この辺きちんと整理しながら運営していただきたいと思います。よろしくお願いします。

石引委員長  
油原委員。

油原委員

基本的に直売所を運営していく、ですから反対するものではありません、よりいいものをつくっていただきたいというふうに思いますけれども、今お話を聞く中で、まず1点は直営だと。私は素人でどうなのかな、朝市ではありませんので、一部JAで一部財団だと。一つは、この一部のJAと財団のどの部分が一部なのか、役割なのか。なぜ直営なのか、まずお聞きをいたします。

石引委員長  
中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

なぜ直営かということなんですけれども、将来的にはこの直売所の運営が安定した後は指定管理者による管理というものも検討していきたいというふうには考えております。開所当初は市の直営で行いまして、先ほども委員さんのほうからありましたが、一部JAとまちづくり財団のほうに協力をさせていただくことで、今現在のところ調整しているところでございます。

また、すみ分けというんですか、その辺もまだはっきりしていない状況でございます。現在、JA、財団と調整をしながら、すみ分けというものはっきり決めまして進めていきたいというようなことでございます。

石引委員長  
油原委員。

油原委員

基本的に私は指定管理者かと思ったんですよ。最低でもJA。でも利根町の直売所はJAでやっていますけれども基本的にはやっぱり好ましくない。JAの話を知ると利根町も専門家を雇って再建するんだというようなお話がありました。しょせんJAも素人なんですよ、そういう意味では。ですからそれをなおかつ直営、市がやっていくということとはち

よっと疑問だなという気はいたしますし、特に安定するまではといたしますけれども安定はするのかなど。早く指定管理でやっていく方法を探ったほうが私はいいかなどというふうに思います。

もう一点です。生産者、まだ構築されていない。マルシェをやるとか、いろんな形の中で、県の指導とかを受けたときに、やはりこういう直売所というのは最低100程度の生産者での組合というか、そういう生産体制、納入体制がやっぱり必要だというふうに言っておりました。

現状の中でまだ三十数件、これもまだ構築されていないということでもありますけれども、これも早く体制をきちんと構築してもらいたいということですが、そこで当初の提案理由の中で市長が4月のオープンに向けた調整が整ったから、設管条例、提案するんですよというお話がありましたけれども、基本的に設管条例というのは、一つの具体的な方向性が定まって初めて設管条例を出すんです。ですから違法じゃありませんけれども、手続上、私はちょっと好ましくない、間違っているんじゃないかというふうに思います。一応、私の意見です。以上です。

石引委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

今のところ三十数件の希望者があるということなんですけれども、10時から6時までやっているわけですね。そうすると結構お客さんが来たときに、今の30の体制で、やっぱり非常に私は不安に思うんですけれども、今後、農家への具体的な働きかけとか、ここをやるに当たっては龍ヶ崎の地産地消を発展させようということなので、そこを含めた指導というか、そういうものを今後どうしていくのかなというところだけはお聞きしたいなと思います。

それと大体、私は基本的には直営のほうがいいのかと思う部分もあるんですけれども、移行するにあたって大体何年間ぐらい見て、安定した期間というのはどんなふうに見ているのかなという点について2点お伺いします。

石引委員長  
中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

お答えいたします。

生産者の関係なんですけれども、現在、若手農業者、直売所を行っている一部の生産者からも、新たな直売所での販売意向というものも確認しております。そのほか農産物生産者からも販売したいという前向きな声もございますので、このような販売意欲のある農業者の取りまとめを早急に行うとともにJA竜ヶ崎にも協力いただきながら生産出荷体制を構築していければというふうには考えおります。

石引委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

もう一点、安定期間というのはどれぐらいで見ているんですか。

石引委員長  
中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

お答えいたします。

安定期間は、まだスタートしていませんので何とも言えないところなんですけれども、とにかく安定した運営ができるような形で努力していくしかないのかなというふうには考えております。以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。後藤委員。

後藤委員

第4条のところですけども毎週月曜日、火曜日と年末年始が休所日ということですが理由を教えてくださいなんですけれども。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

お答えいたします。

休所日につきましては文化会館自体が基本的に月曜日休みということもございまして。そういったことで月曜、火曜という形で連続して休所日という形をとらせていただきました。これがばらばらで休所日というものが中に入ってしまうと、出荷、集荷、野菜等を集める物がいろいろと問題が出てくることもありますので、連続して営業して、連続して休所をするというような形をとらせていただきました。

石引委員長

後藤委員。

後藤委員

文化会館とかに合わせたのかなというふうに思ったんですけども、あともう一点、この開所時間のほうなんですけれども10時から6時にした理由もあわせて教えてもらっているんですか。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

時間につきましても、先ほどもお話ししましたが、この近隣で直売所を経営しているところというのは、JA牛久と利根町というところしかないもので、そちらの開所時間が10時から6時ということですので、そのような形で設置をさせていただきました。10時ということで若干遅めなんですけれども、オープンする前にいろいろ準備等もございまして、そういったものも含めまして10時開所というような形をとらせていただきました。

石引委員長

後藤委員。

後藤委員

ありがとうございました。

私個人としてみれば直売所に関しては大変いいことだなと思っているんですけども、今の開所時間10時から6時までというのと毎週月曜、火曜というのを、例えば休みの日を文化会館に合わせたり、この時間帯の件に関しても幅が少し小さいかなというふうに僕個人としては思うんですね。

せっかくあれだけ広い文化会館の駐車場があって、あの通りがあって、目につくところなので、本当だったら、こういう農産物買いに行くといったら、この時間帯の枠というところ、何かすごく、何というんだらう、行政的な考えかなというふうに思ってしまうって、本当だったもう少し、9時、せめて8時30分、この辺の早い時間からオープンして、さらに月曜日、火曜とまた休みとなると、やる気あるのかなというふうに思ってしまうんですけども、これは当面このままずっとこの時間帯で様子を見てみて営業していくという形の考え方でよろしいんでしょうか。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

当面はこのような形で進めさせていただければと思います。開所しまして続けていった中で時間とか開所日等不都合な点があった場合については検討させていただくような形をとらせていただければというふうに思っております。

石引委員長

後藤委員。

後藤委員

ありがとうございました。

最後にもう一点だけなんですけれども5条のところの利用する方々に対することの質問なんです、希望者、現状三十数名ということだったと思うんですけども、最後に周知、農産物を納品する方々、置いてもらう方々に対する周知とか広告というのは考えていらっしゃるのでしょうか、募集とか。その周知、広告の仕方はどんなふうに考えているのでしょうか、考えていないのでしょうか、どちらでしょうか。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

お答えします。

特に周知ということは、今の時点では考えてはいないんですけども多くの皆さんから出荷していただくというようなことも考えておりますので何らかの方法で周知をしていくということは考えてはおります。

石引委員長

後藤委員。

後藤委員

ありがとうございます。多くの方から出荷していただくのはもちろんなんですけれども出荷したくてもわからなかったという方もいるかもしれないと思うので、例えば農業を若い方でやられている方がいらっしゃるんですよ、今。そういう方たちが、いつ、どこで、どういうふうな形で知るのかな、どういうふうな形で置けるのかなという視点で、

今どういうふうな周知広告を考えていますかと質問させていただいたんですね。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

周知につきましては、昨年、広報を通じて出荷していただけたのかということで道の駅の出荷者というような形で募集をかけたり、説明会を開催した経緯がございます。そういった方々にも再度お話ということもできます。いずれにしても周知については直売所と道の駅という形で若干違う部分もあるんですけれども農作物を出荷しないかということでの周知させていただいています。

石引委員長

後藤委員。

後藤委員

わかりました。結構限定されているような気がするんですよ。募集しているとおっしゃっていてもですね。例えば、こういった出荷者を募集していますというのを例えば若い方々に対するアピールしても、いろいろネットのほうでも、もっと目につくようにやってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、せっかくこういったものをつくるんですから、なので、そういった点も含めて、先ほどの開所時間と休所日、そういったところもつながってくるんですけれども、今後、様子を見て改善するところがあれば検討していただければなというふうに、私は既に思っていますのでよろしくお願いいたします。

石引委員長

ほかにありませんか。糸賀委員。

糸賀委員

もう一点、集荷方法についてお聞きしたいんですけれども、生産者の方が直接持ってくるとか、この直売所は集めて回るような機能をつけるとか、その辺、考えていること、それから残ったもの、そういったものの取り扱いについて聞かせてください。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

基本的に農家の方に持ち込んでいただきまして、残ったものにつきましては農家の方が持って帰ってもらうというのを基本には考えております。

それから持ち込みのできない方につきましてはですけども、その辺はこちらから取りに行くということも考えられるんですけれども、その辺につきましても、今後、検討していきたいというふうには考えております。

石引委員長

油原委員。

油原委員

4条の中で毎週月曜日及び火曜日、これは休所日。直営だから、こんなことを言っているんじゃないかと思うんだよね。毎週月曜は文化会館休みのときかな、逆に言えば、あの



駐車場を全部使えるんだから、そういうときに何かしかけていくとかいうような形ですよ。ただ、毎週月曜、火曜、休みとは、何か集荷体制を整えるのかどうか、何となく公務員的発想で月曜、火曜、休まれても運営上好ましくないと思うんですが、なぜ、こういう形になったのか、もう一度お願いいたします。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

休所日につきましては月曜日が基本的には文化会館休館日ということがありましたので、それを基本に休所日というものを示させていただいているところです。

石引委員長

加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長

今の話で集荷の観点から月曜日、文化会館が休みなので連続した休みのほうがいだろうということで2日間休みにしていますけれども、その間の調整期間も含めて。

あと油原委員から今言われた、せっかく月曜日休みなんだから、そういうときに農産物を大々的に売るといったイベントを企画してもいいんじゃないかという提案はまさしく大変いい提案だと思いますので、ここに書いてあるように市長が特に認めたときは開所時間を変更し、臨時に開所することができると規定をされていますので運営する中で、そういうニーズがあるようであれば、今、委員さんがおっしゃられたような駐車場を全面使って、例えば農産物の大イベントみたいな形の販売セールなんかの企画も当然検討できると思いますので、それは動き出した後に出荷される農家さんとか周りの状況を見ながら検討に値する提案だと思っていますので、その辺は今後検討させていただきます。

石引委員長

油原委員。

油原委員

月曜、火曜、なぜ休所日にしたか、集荷体制の関係で休みにしたと一言言えば、もう何も出ていかない。それだけやっぱ内容的に構築されていないんですよ、されないで設管条例でしょう。先ほど言ったように具体的に内容が決まって初めて設管条例なんですよ。私はこの直売所をもっと金を投下して大いに頑張ってもらいたいなと思っているんですけども。設管条例というのは、そういうものですよということを理解していただきたいと思うんですが、その辺はどうお考えなんですか。

石引委員長

加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長

もちろん今おっしゃられたとおり設管条例、内容が固まって出すのが基本だと思います。当初予算でも予算も上げさせていただいているので一般質問でも随分質問されて、位置についても二転三転して、なかなか場所が決まらなかった経緯もあって今の時期に来ているんですけども。一般質問でもお話ししたとおり、こういう直売所をつくってくださいというニーズもあるので、なるべく早くオープンしていきたいという思いから4月オープンという話を今回の議会ではしましたが、担当課としてはもうつい先日までは年内オープン

できないかどうかを模索していたところがあったので、それを考えると設管条例を出す時期は12月を目標に作業を進めてきたので12月に上げさせていただきます。

それから先ほども質問が出ていましたけれども、どんなふうになるのかという話ですけれども、直営でやって、恐らく今、最終的には詰めをしていますけれども、まちづくり文化財団に頼む部分というのは販売部分の委託、現場の販売部分、JA竜ヶ崎に協力願う部分については油原委員のほうから直営のJAはないんじゃないかという話もありましたけれども、JA竜ヶ崎も直売所を複数運営しているので直売所の運営のノウハウ、それから季節によって農産物が集まらなかった場合の仕入れの調達の方法とか、そういうところでは、農協さんの協力を得られると思いますので、そういう最終的な詰めをしている段階ですのでご指摘ももっともですので、なるべく早く運営の方法については決めて予定どおり4月にオープンできるように努力してまいります。

石引委員長

ほかにありませんか。鴻巣委員。

鴻巣委員

やっとここまで来たかと、私なんかはそういう考えで本当に期待もしているし、頑張っ

てほしいと思います。  
それで、先ほど手数料の話とか経営内容とかあったけれども、糸賀委員の言うように、私もやっぱりもうける必要はないと思うので。直売所は生産者のためでもあるし、それから道の駅をあっちのほうへつくって、町うちの人は農家の物をどこで買うんだという話も来ているので、生産者だけではなくて、消費者も近場で地元の野菜を買えればということなので、結局、直営でやるというのは、先ほどJAはもうからないからどうのこうのと言っていましたけれども、やっぱりもうける必要はないし、手数料も安くして、なるべく新鮮なものを市民に販売してやる。そして農家の方も出せるようになるということが目的なので、利益を追求はしてもらいたくないなというのは思っています。

ですから、本当に糸賀委員が言うように、それだと安くすればいいことだし、あと一番言いたいのは、今、JAからあれしてもらっていたけれども、市内だけで野菜はまとまらないときがあると思うんですよ、例えば何もない時期とか。だから、市内にこだわらず、品物が並んでいないと、今度は客が離れちゃいますから、やっぱり、そのへんのところも柔軟に、開所日もそうだし、開所時間も設管条例には出ているけれども、ある程度柔軟に、こういうのは運営していくことも大事だと思うし、イベントがあったりあれすれば6時過ぎまでやるかもしれないし早くやるかもしれない。だから、条例にこだわらずにやってほしいというのが1点です。

それと、地域の龍ヶ崎がもちろんメインでやってほしいけれども、集まらない時期とか、それから名物品とか生産なんかがあれば、それもJAだって、牛久もそうだし、利根町もそうだし、それから稲敷だって、私らも広域でこれからやる時代が来ると思って、広域を今考えてやっていますので、ぜひ、これは市内だけではなくて、そういうことから、野菜だけではなくて、いろんなものを仕入れてやるということについてどんな考えをしているか、広域でもやると、市内だけではなく、その辺のところをお願いします。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

お答えします。

条例の目的の中でも示させていただいたところでございますけれども、市内で生産された農産物を優先的に提供していくというのは、これはもちろんのことですけれども、

季節によっては生産が少なくなる農作物とかもございまして、あとは顧客のニーズが高いけれども、市内で生産されていない農産物というものも、果物などもございまして、消費が高い可能性のあるような農産物につきましては提供はしていきたいというふうに考えております。

それから市内だけということには限らず、JA自体も牛久とか利根町のほうも管轄しておりますので、周辺の農産物も提供していきたいなど、そういうことが地産地消につながればいいのかなというふうには考えております。

それから例えばなんですけれども、この近辺ではなくても県内でも有名な農産物、例えば銚田のメロン、江戸崎のカボチャ、いろいろありますので、そういったものも目玉商品的なもので仕入れをして、それで市内の農産物との相乗効果というんですか、そういったものも期待できるのかというふうに考えておりますので、そういった全国で消費者のニーズが高いものも仕入れて提供していきたいなというふうに考えております。

石引委員長  
鴻巣委員。

鴻巣委員

ありがとうございます。やっぱり広域で出したいという人がいれば、やっぱり私は出すべきだと思うし、売らせるべきだと思うし。なぜかという、龍ヶ崎の人がそっちに出せないのかということになるから、龍ヶ崎の人は、もし仮によそでとってくれたら、そこで龍ヶ崎のものも受け入れてくれるという場合だってあるわけだから、やっぱりそういうことも考えてこだわる必要はないのかなと思って、品ぞろえというのは大切なことだから、ぜひ。この文面を読むと、市内だけではないよということが書いてあるけれども、どうしてもこだわってしまうと思うので。そこをぜひこだわらずに品ぞろえと、それから龍ヶ崎に出してもらえば龍ヶ崎も出せるんだよというところさえあれば、別に私はもう本当に水戸のほうでもいいし、どこでもいいと思うんで。そこまではちょっと遠いから、なんかなどは思いますけれども、やっぱり広域ということを考えて、道の駅につながるような事業をぜひやってほしいなと思います。本当に期待しておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

石引委員長  
久米原委員

久米原委員

さっき三十数件ぐらいというお話だったんですけれども、直売所はいろいろ規模が若干微妙にいろんなところ、大きさが違うと思うんですけれども、何件くらい、例えば集まれば、潤った直売所になると考えていますか。品目にもよると思うんですけれども、あと1カ所のところで何品目もやっていたら1カ所で5品目出せたりとかという、ちょっとイメージがさっき100種ぐらい、マルシェだと言っていたんですけれども、今回のところだと大体これぐらいは集まってほしいなというのがありましたら教えてください。

石引委員長  
中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

お答えします。

販売所の施設の販売できる面積等もございまして、先ほども三十数件ということでお話を伺っているというのがありましたけれども季節によってもいろいろ変わってくるかと

思いますので、農産物の集荷も変わってくると思いますので、先ほど油原委員のほうからも100件ぐらいのという話はございましたが、できる限り多くの農家の方に出荷いただいたほうが生産調整なり出荷調整というものもできて、品ぞろえも豊富になるのかなとは考えてはおります。

ですから、より多くの皆さんに参加いただくということを、今、目標に進めているところです。

石引委員長  
久米原委員。

久米原委員

私も早く欲しいなと皆さんにも言われていますし、一生懸命早く取り組むためにいろいろやっけていただいていますので、やっぱりせっかくできて来てみたら、これしかないみたいなことがないように、やっぱりいろいろなものを置いていただけるように取り組んでいただいて、条例をつくるのにいろんな問題があるとは思いますが、正直なところ始めてみないとわからない部分もあって、意外とイベントのときにごお客さんが来たりとか、それで周知をしていって、あそこ農産物やっているよみたいな感じで、次第にお客様が増えていって、今度はちょっと曜日を変えてみようかということも柔軟的にできるのかなと思うんですね。意外と直売所は主婦の方が目当てで来ることも多いので、本当にそういう人たちが、あそこ、いいものいっぱい売っているわよなどという口コミで、どんどん広がっていけばいろんな方が来ていただけるようになるかなと思いますので、ご苦労をおかけしますが、よろしく願いいたします。以上です。

石引委員長  
ほかにありませんか。

【なし】

石引委員長  
別にないようですので採決いたします。  
議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

石引委員長  
ご異議がありますので挙手採決いたします。  
議案第1号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

石引委員長  
賛成多数であります。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。  
続きまして、議案第4号 龍ヶ崎市市街地活力センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。  
加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長  
続きまして議案第4号です。

議案書の17ページと参考資料のこれも同じく17ページ、改正点が少し複雑ですので両方ごらんになりながら、執行部のほうから説明させていただきます。

まず、今回の条例改正に至った経緯につきましてはこれは一般質問でもご質問を複数いただきましたが、現在、創業支援策の一環として市街地活力センター内3階会議室をインキュベーション施設として整備したことによるものでございます。

今回、条例の一部を改正する目的といたしましては起業家タウンMatch広域連携事業として3階でインキュベーション施設の運営を行うほか、社長塾や交流会、創業セミナーなどの各種創業支援策を2階のスペースを活用して実施することから、2階にありますコミュニティルームを廃止することが今回の条例改正の目的でございます。

具体的な条例改正の内容についてでありますが開館時間及び休館日は施行規則に規定しておりましたが、今回の条例改正に合わせて第3条の次に第4条といたしまして、開館時間及び休館日を加えております。改正前の第4条を5条に繰り下げるとともに先ほど説明いたしました2階のコミュニティルームを廃止するため、改正後の第5条では第1号でのびのび漫画コーナー、第2号をインターネットコーナーと規定したものです。

次に改正前の第5条、利用の制限を第6条に繰り下げ、また改正前の第6条から第9条までの規定につきましてはコミュニティルームの使用に関する規定でありますことからこれを削除し、第10条損害賠償義務を第7条に、第11条特別使用を第8条に、第12条委任を第9条とそれぞれ改正するものでございます。以上でございます。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

1点なんですけれども、今まで使っていた団体があったと思うんですけれども、それがどれくらいあってコミュニティルームがなくなることに對して何か意見があったかどうかだけ伺います。

石引委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

現時点で今まで使用していた方からの苦情というものはございません。実際に今回、条例上程させていただいたんですが、工事期間中に既にコミュニティルームが使えないということで事前に周知しておりまして、そのときに市民団体の方などにはコミュセンとか、そういうところを使っていたかというふうなことを聞いています。

あと、コミュニティルームは廃止するんですが創業塾関係でいつも使用するわけではございませんので、一般の生涯学習的な活動というのは無理かもしれませんが、今までやっていた珠算検定、そういうものについては日にちがバッティングしなければ、できる範囲で使用もしていただけるのかなというふうなことを今考えております。以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

【なし】

石引委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第4号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

## 【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第6号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項について執行部から説明願います。

加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長

議案第6号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）。

別冊をごらんいただきたいと思います。1ページをごらんください。議案第6号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,626万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ251億5,767万8,000円といたすものです。

5ページをごらんください。第4表、債務負担行為の補正となります。所管となる事項を読み上げさせていただきます。公共施設里親登録者傷害保険契約、中段にあります庁舎設備管理にかかる業務委託契約、事務用機器保守にかかる業務委託、下から二つ目、市民交流プラザ管理にかかる業務委託契約、コミュニティセンター管理にかかる業務委託契約。

6ページをごらんください。放置自転車対策にかかる業務委託契約、旧長戸小学校管理にかかる業務委託契約。

岡田都市環境部長

中ほどになります。佐貫駅前広場公衆トイレ清掃業務委託契約、斎場設備管理にかかる業務委託契約、塵芥処理にかかる業務委託契約、資源物回収にかかる業務委託契約。

加藤市民生活部長

農家基本台帳管理システム保守業務委託契約、市街地活性化施設管理にかかる業務委託契約、牛久沼白鳥飼育業務委託契約、観光物産センター管理運営業務委託契約。

岡田都市環境部長

その下です。法定外公共物管理システム保守業務委託契約、佐貫駅前広場及び駐車場管理にかかる業務委託契約、佐貫駅エスカレーター等管理にかかる業務委託契約、配水ポンプ場維持管理にかかる業務委託契約、準用河川等維持管理にかかる業務委託契約、都市計画支援システム等運用保守業務委託契約、都市公園管理運営にかかる業務委託契約。

次のページ、開いてもらって市営住宅管理にかかる業務委託契約、下から二つ前で、市道第1-385号線舗装修繕工事、市道第2-195号線舗装修繕工事。

そしてその下の第5表、地方債補正変更であります。排水路整備事業の限度額を1,080万円を1,150万円に変更するものであります。こちらにつきましては、河川整備にかかる借入限度額の増額変更であります。

次に、11ページをお開きください。まず歳入であります。国庫支出金、土木費国庫補助金、都市計画費補助金、集約都市形成支援事業費、こちらにつきましては立地適正化計画策定業務委託にかかる国庫補助金確定に伴う減額であります。

加藤市民生活部長

続きまして、下から二つ目の表ですね。15の県支出金、県補助金、農業費補助金です。機構集積協力基金交付事業費、これにつきましては、昨年度からの継続地区と今年度の要望地区を合わせて14地区となりますので、当初予算との差額492万7,000円を補正予算とし

て計上したもので、補助率は10分の10となります。

13ページをごらんください。

岡田都市環境部長

市債であります。土木市債、河川債で排水路整備事業債、こちらにつきましては、川崎町工事事務所前の護岸工事の実施設計分の起債であります。

次に、15ページをお開きください。

加藤市民生活部長

総務費の総務管理費、下から二つ目のところですね、交通安全対策費、職員給与費、交通安全所管となります。

続きましてその下です。交通安全対策費、11の需用費、これにつきましてはカーブミラーの修繕に係る補正となります。

17ページをごらんください。総務費の戸籍住民基本台帳費、職員手当等、職員給与費、戸籍住民所管です。

続きまして、その下の表、総務費の統計調査費、統計調査総務費、職員給与費、統計調査、これも所管となります。

21ページをごらんください。

岡田都市環境部長

衛生費です。保健衛生総務費、職員給与費、こちらは所管となります。

それから5番の公害対策費、職員給与費、これも所管になります。

23ページをお開きください。衛生費、清掃総務費、職員給与費、こちらも所管となります。

加藤市民生活部長

続きまして、その下の表ですね、農林水産業費の農業費。

23ページをごらんください。職員給与費、農業委員会所管です。職員給与費、農業総務、これも所管となります。その下です。農業振興事業、19の負担金、補助及び交付金、補助金、市まちづくり文化財団、これにつきましては、市から出向している再任用職員の通勤手当、勤勉手当等となります。

その下です。農業経営基盤強化促進対策事業、19の負担金、補助及び交付金、補助金、機構集積協力金、これにつきましては歳入のほうでも若干は触れさせていただきましたが、市域集積協力金が14地区、継続が12、新規が2です。これで806万700円、経営転換協力基金が10件で471万1,000円、耕作者集積協力金が約1万平米で10万5,000円です。この合計額1,287万8,700円から当初予算の795万円を差し引いた492万7,000円を、今回、補正予算として計上したものでございます。

続きまして、その下です。地域おこし協力隊事業、グリーンツーリズム、1の報酬、これは協力隊員の時間外勤務に伴う増額計上となります。

その下です。職員給与費、農地、所管となります。

その下です。土地改良事業、19の負担金、補助及び交付金、補助金、土地改良事業、これにつきましては輪所の排水機場のモーター修繕に係る補助となります。県単独事業に該当しますので、全体事業費385万円のうち、県が4分の1、市が4分の1を助成するものです。

続きまして、その下の表です。商工費の商工総務費、一番上の職員給与費、商工総務、こちらは所管となります。

岡田都市環境部長

その下、商工業振興費です。工業団地整備事業、9番、旅費、こちらにつきましては、地権者訪問のための電車賃の増額であります。

次のページ、25ページをお開きください。そして13番の委託料、不動産鑑定、こちらにつきましては、標準地2区画を鑑定いたしております。それから土地評価につきましても、こちらにつきましては41区画地を鑑定いたしております。それから使用料及び賃借料につきましては、地権者訪問時の駐車料金であります。

加藤市民生活部長

その下です。観光費の職員給与費、観光物産所管となります。

岡田都市環境部長

次に土木費であります。土木総務費、職員給与費、所管であります。建築指導費、職員給与費、こちらも所管となります。

地籍調査費、職員給与費、こちらも所管となります。

土木費の道路橋梁費、道路橋梁総務費、こちらにつきましては職員給与費、こちらも所管であります。

それから道路維持費、道路排水管理費、こちらにつきましては、庄兵衛新田排水ポンプ場水位計交換に係る修繕料の増額であります。

道路新設改良費、職員給与費、所管となります。

次に土木費の河川費であります。排水路整備費、職員給与費、所管となります。

排水路整備事業、川崎町護岸工事実施設計委託料であります。こちらにつきましては現地調査の結果、実施設計を行うために現地測量が必要になったことによる増額であります。

27ページをお開きください。土木費の都市計画費、都市計画総務費、職員給与費、所管となります。

公共下水道費、公共下水道事業特別会計繰出金、こちらにつきましては事業費分の減額と職員給与費分の増額であります。

公園費、職員給与費、所管となります。

森林公園管理運営費、工事請負費で自動火災報知設備設置工事、こちらにつきましては消防法の規定によります森林公園キャビンハウス、ログハウスへの自動火災報知機27基の設置であります。

土木費、住宅管理費、職員給与費、所管であります。以上であります。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

工業団地整備事業、新たに拡張するというお話がありましたけれども、委員会ですので、改めて拡張する目的と趣旨はどういうことなのかというふうにお聞きしたいと思います。私自身としては自治体の仕事というのは住民の福祉を守ることだと思っていますので、そういう観点から拡張する目的と趣旨について伺いをいたします。

石引委員長

古山工業団地整備プロジェクト課長。

古山工業団地整備プロジェクト課長

目的と趣旨についてでございますが、目的につきましては当市の産業の振興と雇用創出を図るために既存の周辺環境との調和に配慮しながら既存のつくばの里工業団地の拡張を



検討してまいったということでございます。

雇用の安定確保につながる新たな企業等も誘致の対象として促進していきたい、そのような内容になっております。なおかつ期間につきましてはある程度短い期間で必要最小限の財政投資での事業化を考えていきたいというようなことでございます。

石引委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

周辺地域との関係もあるということと雇用の促進だということなんですけれども、雇用の促進については事前にお聞きしたら、現在の雇用の状況もつかんでいないというようなお話もありました。そういった中で以前の説明では総額5億円という造成に係るということでしたけれども、この総額5億円の内容についてお伺いをしたいと思います。

石引委員長  
古山工業団地整備プロジェクト課長。

古山工業団地整備プロジェクト課長

事業費の内容についてでございます。総額超概算で5億円というような表現を使わせてもらっておりますが、事業費につきましては詳細につきまして、まだ実際の積算がなっていない部分がほとんどでございますので、他の事例を参考に、私どものほうで想定した事業、ある程度、項目的なもので見越しをつけたところの数字でございますので、今後、開発行為に伴う詳細設計なり入った段階で、実際の造成等の事業費であるとか、今回、補正でのせらせていただいております事業用地の購入費の確定をもって総額、実際出てくるものですから、現時点で5億円というようなつかみの数字で超概算を示させてもらっております。

実際の事業の内容等のお話を若干させていただくとどまらざるを得ないんですが、内容的には今、申し上げましたように、基本的に事業用地は取得する方向で捉えておりますので、まずは用地の取得、取得いたしました用地に係る既存のインフラ等を最大限に活用して、若干見込めるのは公園等の整備等の事業費であるとか、実際、現場状況が山林、農地等になっておりますので、樹木の剪定なり抜根作業を伴いまして、盛り土等の造成を行うと。以上の内訳となっております。

石引委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。ただ、この造成については大ざっぱなことなので、今後、増えることもあるということですね、それはわかりました。

それと企業の見通しというのについては、どんなふうなところがまるっきり何もなくてということもないと思うんですけれども、その辺のところはどんなふうに捉えているのかお伺いします。

石引委員長  
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長  
今の企業の動向でございます。

平成29年3月31日現在、これは茨城県全体でございますが工場の立地面積は全国第1位、県外企業立地件数は全国第2位、件数につきましては7位電気を含むと6位ということで、非常に茨城県というのは企業誘致が盛んで魅力のある土地だと思っております。

特に圏央道、こちらが主要区間でありましてところが開通しましたので県の企業関係で聞きますと圏央道沿線の地域、これは非常に需要が高まっているということも聞いております。

もう一つ当市の状況いたしましては実際に企業の方が来たいとか買いたいというものではなく、誘致の相談も含めまして平成28年度9件、平成29年度、こちら1件ということで計10件の企業の誘致関係の相談が来ているということでございます。以上です。

石引委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

その10件の誘致、企業の相談があるということは、今、工業団地、既存のところがありますよね、たしか23件と聞いていますけれども、そういったところからの相談だったんですか、その辺だけ確認したいと思います。

石引委員長  
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

内訳でございます。金融機関等からの相談5件、28年度の9件のうちの5件、業種でございますが、食品製造業、運輸業、一般の製造業などでございます。残りの4件、こちらに関しましては不動産事業者等からの相談でございます。こちら食品製造業及び一般製造業、平成29年度の1件、こちらは不動産関係の事業所よりの問い合わせということでございます。以上です。

石引委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

ちょっと聞き方が悪かったのかもわからないんですけども、既存のところからの相談があったんですか。

石引委員長  
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

中からの相談ということもございました。これは平成28年10月に工場の新設、増設ということでアンケートをいただきまして、そのときにアンケート結果から今の工業団地内の増設ということでアンケートを3カ所いただいております。1社は敷地内で欲しいということで1社は工業団地内から敷地外ということで要望、アンケートはございました。以上です。

石引委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。ただ、私はやはり自治体の仕事として、そういう工場立地、呼び込み方というか、外から呼んだりするというので、今の時代に本当にそれでいいのかどうかということもありますし、県の工業団地の売れていないところもたくさんあるんですよね。今、海外に進出しているという企業も多いことから、そういった点では、本当に自治体の仕事としてどうかというところの疑問もありますので、これについて反対いたします。

石引委員長

ほかにありませんか。油原委員。

油原委員

6ページです。

下のほうから農業基本台帳管理システム保守業務、それから法定外公共物管理システム、それから下から2番目の都市計画支援システム、次のページに行くと、一番最後に舗装修繕が2件ありますけれども、ちょっとこれは異質かな、なぜ4月1日からやるしかないのか。4月1日になってから契約行為をして進めていけるものではないんだろうかというふうに思いますが、その辺、お伺いをいたします。

石引委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

債務負担についてでございます。施設整備課所管の法定外公共物管理システム業務保守点検業務委託です。こちらにつきましては国から移管を受けました赤道、水路等を一括したシステムがパソコン上に入っていて、そちらを毎回毎回保守点検していきながらやっていくための債務負担をとっているわけなんですけど、この法定外システムにつきましては国から移管を受けたときのものが、まだちょっと不確定なところもありまして、こちら、わかり次第、地籍調査等で進んで、いろいろと操作のほうもしていかなきゃいけない状況のものでございます。

それから、市道138号線と指導Ⅱ-195線、こちらは工事の平準化といいますか、この4月当初から工事を安定的な発注業務をしていくためのものでございまして、まずそういった内容につきましては、舗装修繕が一番工事的にも早期に終わる工事でございますので、こちらのほうを上げさせていただいております。

ちなみに、Ⅰ-385号につきましては佐貫の郵便局、東口の郵便局の前の道で、カンテツの踏切との間、ここが大分傷んできている場所かなと思われまして。その道を500メートルほか舗装工事ということで、まず佐貫町の郵便局の前と駅広に向かう道、そちらを合わせまして約500メートルで幅員が6メートルですか、こちらを修繕する予定であります。

続きまして、Ⅱ-195号線につきましては、これは稲敷広域本部前の今はマクドナルドと稲敷広域本部がありまして、そちらから竜ヶ崎一高のほうへ向かっていきます道路がでこぼこになって亀裂等も入ってきております。そちらの舗装の修繕を210メートルほど予定しており、幅員は7.5メートルで計画しているところでございます。

以上です。

石引委員長

中島農業委員会事務局長。

中島農業委員会事務局長

農家の基本台帳の件なんですけれども、今も使っていて、来年度、新年度予算で、

また別のものを当初で出したいなと思っているんですけども、今も継続して使っております。農業委員会にはなくてはならないものでございます。以上です。

石引委員長

清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

6 ページ、下から 2 番目の都市計画支援システム等運用保守業務委託契約でございますが、この内容なんですが、昨年度、都市計画図を電子データ化しております。それで、今はその電子データを利用して、実際、市で印刷をして販売したりするようになっています。

あともう一つはホームページから、この都市計画図を閲覧できるようになっていますので、その 2 点を管理していくためには 4 月 1 日から業務は必要ですから 29 年度中に契約する必要があるということでございます。

石引委員長

油原委員。

油原委員

舗装工事の債務負担、初めは明許繰り越しと間違えたのかなと思ったんですけども、要するに、もう今の段階で設計とかそういう準備をして 4 月 1 日以降、起工を起こして、早期に発注をして平準化を図るということで、4 月 1 日に、必ずスタートしないと行政上支障があるというのが債務負担行為ですから修繕工事 2 件、それから法定外管理、それから農業基本台帳についてはいかがなものかなと。ただ、ここに載っていますので反対はしませんけれども、今までずっと載っていたから、そのまま私らも指摘しなかったから悪いんでしょうけれども、十分、債務負担行為というものは何だということをよく理解した上で補正に載せていただきたいなと思います。

以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

【な し】

石引委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第 6 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

石引委員長

ご異議がありますので挙手採決いたします。

議案第 6 号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

石引委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 8 号 平成 29 年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3

号)について執行部から説明願います。

岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

別冊の67ページをお開きください。

議案第8号，平成29年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万1,000円を減額し，歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億9,593万6,000円とするものであります。

71ページをお開きください。まず，歳入であります。一般会計繰入金，公共下水道事業費等繰入金であります。こちらにつきましては，公共下水道事業費の過不足分を一般会計から繰り出して調整するものであります。

次に公共下水道事業職員給与費繰入金，こちらにつきましては，公共下水道事業に係る職員の給与費等の増額補正をするものであります。

次に雑入であります。公共下水道事業消費税還付金，こちらにつきましては，公共下水道事業の平成27年度事業分の消費税申告において過大申告となった部分があったことから，更正請求し，その差し引き分を還付されるものであります。

次に歳出であります。一般管理費，職員給与費，こちらにつきましては公共下水道事業に係る保全管理職員の給与費等の増減を補正するものであります。

次に下水道事務費，委託料で，下水道事業計画図書作成，こちらにつきましては下水道法の改正により，当市の下水道事業計画の変更を行うものであります。

27番，公課費，こちらにつきましては公共下水道事業の平成28年度事業分に係る消費税の納付額が確定したことに伴いまして減額補正をするものであります。

次に下水道使用料等徴収事務費，13番の委託料，こちらにつきましては，NECから両毛システムズへデータを移行するための増額補正であります。

次に下水道維持管理費，公共下水道管理費，1番の需用費であります。こちらにつきましては直舩地区の不明水対策に係る管渠の更生工事の増額であります。

それから流域下水道管理費，負担金，補助及び交付金の負担金で霞ヶ浦常南流域下水道維持管理費，こちらにつきましては利根の県浄化センターで汚水処理するための実水量に応じた負担金であって，平成29年度分の汚水量の確定に伴う減額補正をするものであります。

次に下水道建設費公共下水道整備事業費であります。職員給与費，こちらにつきましては，公共下水道事業に係る建設整備職員の給与費等の増減額を補正するものであります。以上であります。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。油原委員。

油原委員

71ページ，この下水道事務費の下水道事業計画図書作成で，説明，全体的にですけれども188万増額をする。合わせて576万8,000円繰越明許をするという説明がありました。これは188万引くと約390万ですか，390万の当初予算の中で188万も増額補正をする。それは約半分増額するという事でNECから両毛とかへ移行するんだということ，余りにもとの額に対して増額の額が大きいんじゃないかと思えますけれども，いかがでしょうか。

石引委員長

稲葉下水道課長。

稲葉下水道課長

こちらでございますけれども数字比率で言いますと油原委員さんからありましたとおりでございますけれども、内容的には当初から予定しておりました改正下水道法に伴う当初の下水道計画のいわゆる事業計画の変更を国に出すためのものですが、今回出ておりますようにつくばの里工業団地の拡張計画、これの進捗がありますのでその計画区域を当初の下水道事業計画に盛り込んでいかないと国のほうでも受けてもらえない。別々にやるのではなくて今回の事業計画変更にあわせて、それをやるのであれば入れていけというような県との調整がありまして、その辺を今回、国の事業認可図書作成の中に追加していくということで現地調査費とか雨水汚水排水計画図の作成、それから国への図書の作成等、こういったものを行っていただくということで追加したものでございます。以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

【な し】

石引委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

石引委員長

ご異議がありますので挙手採決といたします。

議案第8号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

石引委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第9号 平成29年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

別冊をお開きください。議案第9号 平成29年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）です。

77ページをお開きください。既定の債務負担行為の追加は第1表、債務負担行為補正によるものであります。

79ページをお開きください。第1表、債務負担行為補正追加であります。排水処理施設等維持管理にかかる業務委託契約、こちらにつきましては板橋大塚地区浄化センターの平成30年度の年間分の施設維持管理契約を行うための準備行為に係る債務負担であります。以上であります。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【な し】

石引委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）執行部から説明願います。

岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

26ページをお開きください。処分第18号、和解に関することについて。平成29年8月10日午後3時頃、龍ヶ崎市馴馬町3929番地の1地先の市道第1-370号線において。龍ヶ崎市に在住の方が運転する普通乗用車が当該市道の側溝のふたの上を走行した際に当該普通乗用車の左後輪タイヤを破損した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから地方自治法第179条第1項の規定により、これを処分するものであります。損害賠償額、金8,280円であります。以上であります。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。油原委員。

油原委員

こういうのは100・ゼロで道路管理者の市が悪いというような話が一般的なんですけれども何で50・50なのでしょうか。

石引委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

こちらの道路の現状から申し上げます。こちらの道路は旧県道千葉竜ヶ崎線、馴馬のまちの中を走って、来迎院から上がって集落を抜け、坂道に差しかかるところでございまして、左側は個人で擁壁を立ててあるところとございまして。来迎院からその坂道へおりてくるときに、この道路、昔の古い道路でございまして、坂道に対する視距離が余りとれてない道路でございまして。坂道に差しかかって初めて坂だったと、なれない人にはそのように感じる道路でございまして。そこで、なおかつ幾分か角度が坂道と上の平地の部分のところで角度がついている状況のところとございまして、そこが昔ながらの側溝で、もともとは、ふたがかかっていなかった側溝の上にコンクリートのふたを乗せてあったところとございまして、通常の走行速度で走れば、その上を上るような状況ではない道路でございまして。そのことについて今回は先に竜ヶ崎警察署のほうで現場検証入りまして、検証が終わった3日後ぐらいからでしたか、本人から市のほうに連絡があったところで現地を確認したところ、やはり側溝のふたが割れていたような状況で、その破片で左後輪の側部を切った状況ということで通常速度であれば上らないところで対向車も何もいなかったというのが現場検証の状況でございまして、そういったものも考慮すると丸々市のほうの責任だけではなく運転ミスも考えられるんじゃないかなというような説明をしながら50・50という形で和解をしたということになります。以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

【な し】

石引委員長

別がないようですので採決いたします。

報告第2号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

佐藤商工観光課長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

先ほど工場の新設、増設についてのアンケート調査、こちらの結果の数字を申し上げましたが、先ほど敷地外1企業、敷地内3企業というお話をしました。しかしながら、つくばの里工業団地の企業様に限りますと敷地外1企業様、敷地内1企業様で2つということになりますので、訂正しておわびいたします。敷地外と敷地内です。

石引委員長

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして環境生活委員会を閉会いたします。